

千葉市ＩＣＴ活用工事実施要領（試行） 改定概要

建設現場の生産性向上に繋がるＩＣＴ活用工事の適用、型式・工種別で実施すべきプロセスを明確化することにより、ＩＣＴ活用工事が推進されるよう「千葉市ＩＣＴ活用工事実施要領（試行）」を改定しました。主な改定点は以下のとおりです。

１ 土工（導入型）の追加について

ＩＣＴ活用工事の種類に、1,000m³未満程度の小規模な土工が対象の「土工（導入型）」を追加し、３次元設計データ作成を不要とし、２次元ＩＣＴ建設機械による施工を可能とする型式を設定しました。

「土工（導入型）」においては、チャレンジ簡易型、トライアル型で実施が必要なプロセスをそれぞれ以下のとおり設定しました。

【チャレンジ簡易型】

下記①～⑤の施工プロセスの各段階において、ＩＣＴ施工技術を活用する工事。

※①については、発注者と協議が整った場合に実施可能

- ① 実施なし（３次元起工測量（単点計測技術））
- ② 該当なし（３次元設計データ作成）
- ③ ＩＣＴ建設機械による施工（２次元MG建設機械）
- ④ ３次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ ３次元データの納品

【トライアル型】

下記①～⑤の施工プロセスの各段階において、ＩＣＴ施工技術を活用する工事。

※①については、発注者と協議が整った場合に実施可能

- ① 実施なし（３次元起工測量（単点計測技術））
- ② 該当なし（３次元設計データ作成）
- ③ 該当なし（ＩＣＴ建設機械による施工）
- ④ ３次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ ３次元データの納品

２ 作業土工（床掘工）の適用プロセスの変更について

国土交通省の要領改定に伴い、作業土工（床掘工）について、トライアル型の適用プロセスを変更しました。

作業土工（床掘工）トライアル型の適用プロセス

改定前	改定後
② ３次元設計データ作成 ③ ＩＣＴ建設機械による施工	③ ＩＣＴ建設機械による施工（２次元MG建機） ⑤ ３次元データの納品

3 対象工種の追加について

国土交通省の要領改定に伴い、以下のICT活用工事の種類について対象工種を追加しました。

I C T活用工事の種類	追加した対象工種
付帯構造物設置工	側溝工（場所打水路工） （暗渠工） 管路工（管路部） プレキャストボックス工（特殊部） ハンドホール工 防止柵工 防護柵工（防止柵工） 路側防護柵工（ガードレール） 路側防護柵工（カードケーブル） ボックスビーム工（路側防護柵工）※ガードレール 道路付属物工 道路付属物工（視線誘導標、距離標） 大型標識工（標識基礎工） 大型標識工（標識柱工） 小型標識工 標識工（小型標識工） 付属物設置工（道路付属物工） 付属物復旧工（路側防護柵工）※ガードレール 付属物復旧工（路側防護柵工）※カードケーブル 集水桝工 集水桝・マンホール工（集水桝工） 集水桝（街渠桝）・マンホール工（集水桝工） 場所打水路工 排水構造物工（集水桝工）